



2020年1月28日(火)
学校法人の運営等に関する協議会

私学行政課説明資料

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
松坂 浩史

本日の御説明内容①

1. 私立学校法の改正について
2. 私立学校関係税制について
3. 近年の大学等の設置認可等の動向と
寄附行為(変更)認可の審査等における指摘について
4. 情報セキュリティについて

本日の御説明内容②

5. 働き方改革について
6. テロ資金供与の防止について
7. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について
8. 民法改正について
9. 学校債及び学校貸付債権に係る開示規制について

1. 私立学校法の改正について

私立学校法の改正について(概要)

令和2年4月1日施行

改正事項

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】** 等

学校法人

(1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備

①学校法人の責務の新設: 運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保(24条)

②善管注意義務(35条の2)

②法人・第三者への損害賠償責任(44条の2~44条の4)

②学校法人から役員等に対する特別の利益供与禁止(26条の2)

③特別の利害関係を有する理事の議決権排除(36条)

③利益相反取引制限の対象拡大(40条の5)

③監事への報告義務(著しい損害を及ぼすおそれのある事実)(40条の5)

⑤中期的な計画・役員報酬基準への意見(42条)

監事

外部監事

- 【選任】**
- ・評議員会の同意により理事長が選任
 - ・2名以上必要
 - ・1名以上が外部監事
 - ・欠格事由・兼任禁止

【理事・理事会への牽制機能】

- ・業務監査・財産状況監査
- ・監査報告書の作成・提出
- ・不正行為の報告
- ・(不正等の場合の)評議員会の招集請求
- ・理事会への出席・意見陳述

④理事の業務執行状況の監査(37条)

④理事会の招集請求権・招集権、評議員会の招集権の付与(不正等の場合)(37条)

④理事の法令違反行為等の差止め(40条の5)

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象

(2) 情報公開の充実

- ・寄附行為、役員名簿の一般閲覧(33条の2、47条)
- ・役員報酬基準の作成・閲覧(47条、48条)
- ・【大】財務書類等及び役員報酬基準の一般閲覧及び公表(47条、63条の2)

(3) 中期的な計画等の作成

- ・予算、事業計画の作成の義務付け(45条の2)
- ・【大】認証評価の結果を踏まえた事業に関する中期的な計画の作成を義務付け(45条の2)

(4) 破綻処理手続きの円滑化

- ・解散命令による解散時の所轄庁による清算人選任(50条の4)

監査

評議員会

意見

- 【選任】**・職員、卒業生に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
【理事・理事会への牽制機能】・予算、事業計画、寄附行為変更等に関する意見聴取義務

- ・理事の定数の2倍超で組織
 ・意見陳述・答申・報告請求権 等

今後の学校法人制度改革の方向性について

「学校法人制度の改善方策について」（平成31年1月）や、学校教育法等の一部を改正する法律の附帯決議では、学校法人制度について引き続きの検討事項とされており、改正私立学校法の附則には、施行後5年を目途として、施行状況の検討とその結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定されている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に学校法人制度改革についての記載が盛り込まれた。このため、今後、自民党・行政改革推進本部の下の「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」においてとりまとめられた提言や、有識者・関係者の意見等を踏まえて学校法人制度改革のための検討を行う。

学校法人制度の改善方策について(平成31年1月)・ 学校教育法等の一部を改正する法律附帯決議

「学校法人制度の改善方策について」では、会計監査人による監査等が引き続きの検討事項となっている。また、学校教育法等の一部を改正する法律の附帯決議には、理事長の解職規定を追加することなど、学校法人制度のあり方について不断の見直しを検討するとされている。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(3)次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

③EBPMをはじめとする行政改革の推進

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

自民党・行政改革推進本部（本部長：塩崎恭久議員） 公益法人等のガバナンス改革検討チーム（座長：牧原秀樹議員） 提言取りまとめ要旨（令和元年6月）

- ①学校法人における評議員会の位置付けを、諮問機関から議決機関へと変更すること。
- ②理事及び理事会並びに監事の権限や義務、代表理事の選解任、理事会招集手続や議事録の作成義務その他の定めを、公益法人制度に対する提言内容を導入した後の公益財団法人における同様の定めと同水準の内容になるように変更すること。
- ③公益財団法人と同様の会計監査人制度を定めた上で、一定規模以上の学校法人に会計監査人の設置を義務付けること。
- ④実効的な公益法人のガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめた学校法人ガバナンス・コードの策定を推進すること。
- ⑤公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の組織に関する訴えの制度を定めること。
- ⑥役員の違法行為について、公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の罰則を定めること。
- ⑦「理事長」・「寄付行為」という用語を、公益法人や社会福祉法人同様に、「代表理事」・「定款」へと改めること。
- ⑧学校法人の解散に際する残余財産の帰属先等について、所管庁に対する申請及び承認を必要とする仕組み及び学校法人の解散に当たり要する費用等について学校法人に開示させる仕組みを設ける。

今後、有識者・関係者の意見等を踏まえて学校法人制度改革のための検討を行う

2. 私立学校関係税制について

学校法人に係る税制の概要

《 学校法人に対する優遇措置 》

国税	法人税	【教育研究事業】 非課税 【収益事業】 課税 軽減税率 19% 〔株式会社等の場合、税率23.4%〕 ※みなし寄附金の特例 （収益事業所得の教育研究事業への支出） 収入の50%（当該金額が年200万円未満の場合は200万円）まで損金算入可能 （通常の公益法人等は20%） ※収益事業の適用除外 私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等
	その他の税目	非課税 所得税（利子、配当所得等）、登録免許税（目的外不動産を除く）、 印紙税（無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書に係るもの。H28.4.1以降の非課税の確認を受けた日～ H31.3.31に作成されるものについて適用。）
地方税	非課税 住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税（目的外不動産等を除く）	

《 学校法人に対する寄附に係る優遇措置 》

寄附者		個人からの寄附	法人からの寄附	
学校法人に直接の寄附	国税	【税額控除額】 （平成23年度改正） $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\%$ （所得税額の25%が限度額）	/	
	※2 特定公益増進法人	【所得控除額】 $\text{寄附金額} - 2\text{千円}$ （総所得の40%が上限） ☆		【損金算入限度額】 $\left[\begin{array}{l} \text{資本金等の額} \times 0.375\% \\ + \\ \text{当該年度所得} \times 6.25\% \end{array} \right] \times 1/2$
	地方自治体の条例により指定された寄附金	【税額控除額】 $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$ （総所得の30%が上限） ☆		
日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附（受配者指定寄附金）		（☆に同じ）		

（※1）次のいずれかの要件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人
 ①経常収入金額のうち、寄附金収入金額が20%以上を占めること
 ②3,000円以上の寄附を行った寄附者数が年平均100人以上であること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。
 （1）実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（ア）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。
 （2）実績判定期間内に、公益目的事業費用等が1億円に満たない年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（イ）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。
 （ア）判定基準寄附者数＝実際の寄附者数×5000÷定員等の総数（当該総数が500人未満の場合は500）
 （イ）判定基準寄附者数＝実際の寄附者数×1億÷公益目的事業費用等の合計額（当該合計額が1千万円未満の場合は1千万）
 （ウ）寄附金額が年平均30万円以上
 （※2）税額控除対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人が寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。

最近の税制改正

- 一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の**税額控除の導入**（平成23年度～）
- 学校法人の定員・事業規模に応じ、**税額控除の対象法人となるための要件を緩和**（定員について平成27年度～、事業規模について平成28年度～）
- 私立大学が行う受託研究の**受託研究収入の非課税措置の拡充**（平成29年度～）
- 現物寄附への**みなし譲渡所得税の非課税化**に係る国税庁長官の承認手続きを簡素化する特例について、**適用対象を拡大**（知事所轄法人について平成29年度～、株式について平成30年度～）
- 直系尊属から子・孫に対する教育資金の一括贈与について、**受贈者の年齢制限を、在学中であることを条件に30歳から40歳まで引き上げ**（平成31年度～）

学校法人に寄附をした場合の税制優遇について

- 個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、**一定額の控除を受けることができます。**
- 寄附金控除に係る制度は「**所得控除**」と「**税額控除**」の2種類があり、**寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。**

所得控除

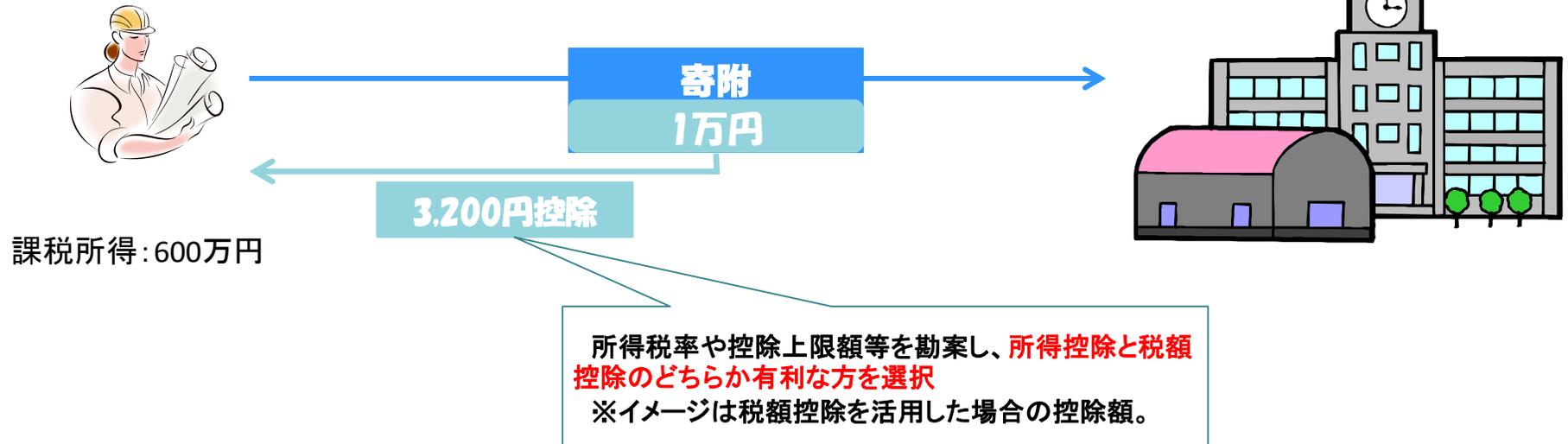
個人の所得税額の計算において、**年間の所得金額から寄附金額－2千円を控除。**

税額控除

個人の**所得税額から(寄附金額－2千円)×40%**を直接控除。

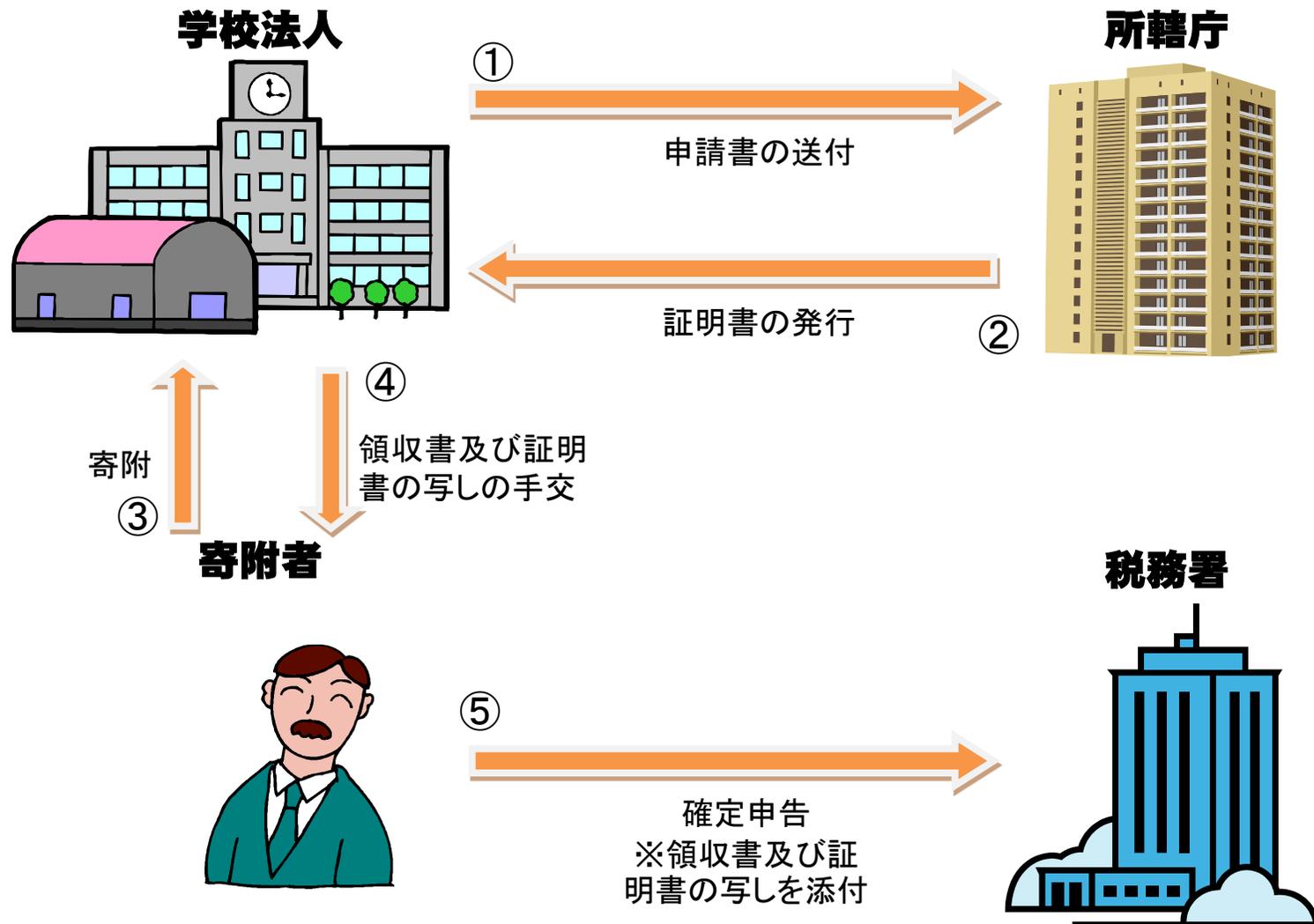
※所得税額の計算式 (年間の所得金額－各種控除額(寄附金控除含む))×所得税率＝所得税額

【寄附金控除のイメージ】



寄附金控除の流れ（イメージ）

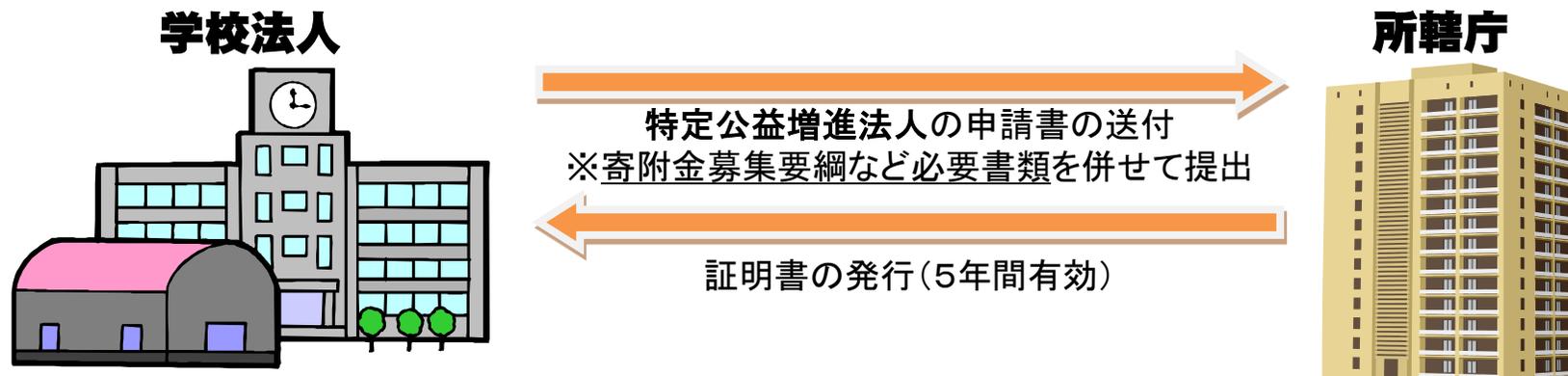
○ 個人が学校法人に対して寄附をした場合に、寄附金控除を受けるための流れのイメージは以下のとおりです。



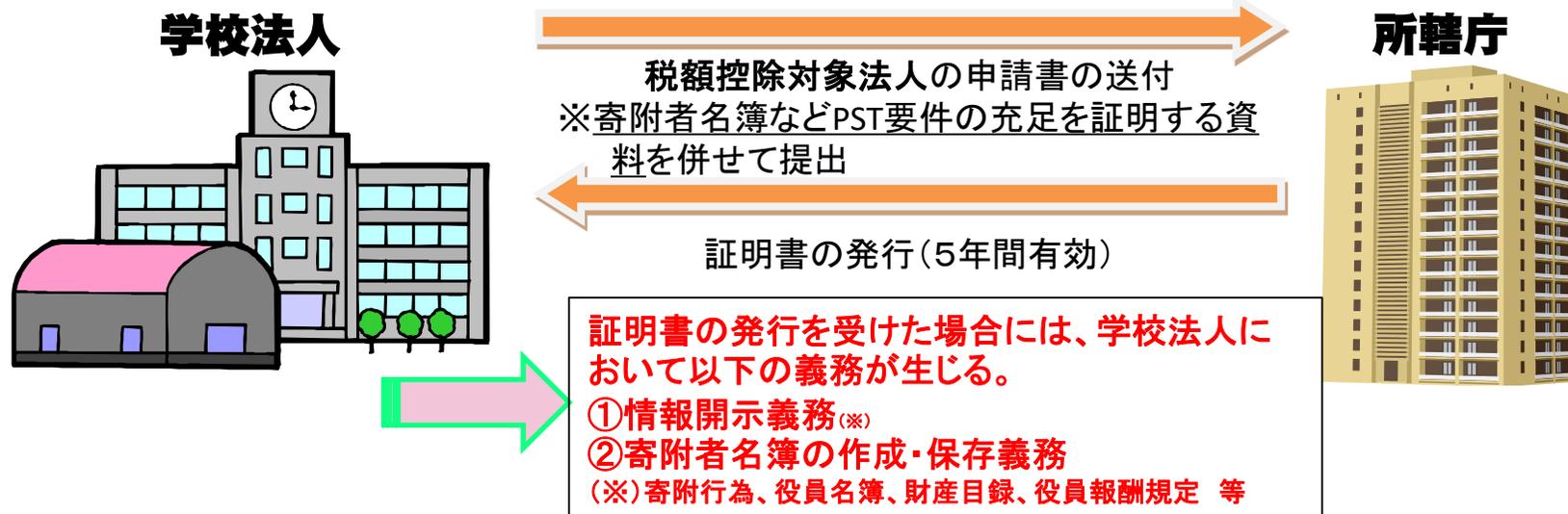
寄附金控除を活用するために学校法人に必要な手続き

- 個人が学校法人に対して寄附をした場合に、**寄附金控除を受けるためには**、確定申告の際に、学校法人からの領収書及び**当該学校法人が寄附金控除の対象法人であることの証明書の写しが必要**となります。
- 所得控除、税額控除を活用するために学校法人に必要な手続きは各々以下のとおりです。

所得控除を活用するために必要な学校法人の手続き



税額控除を活用するために必要な学校法人の手続き



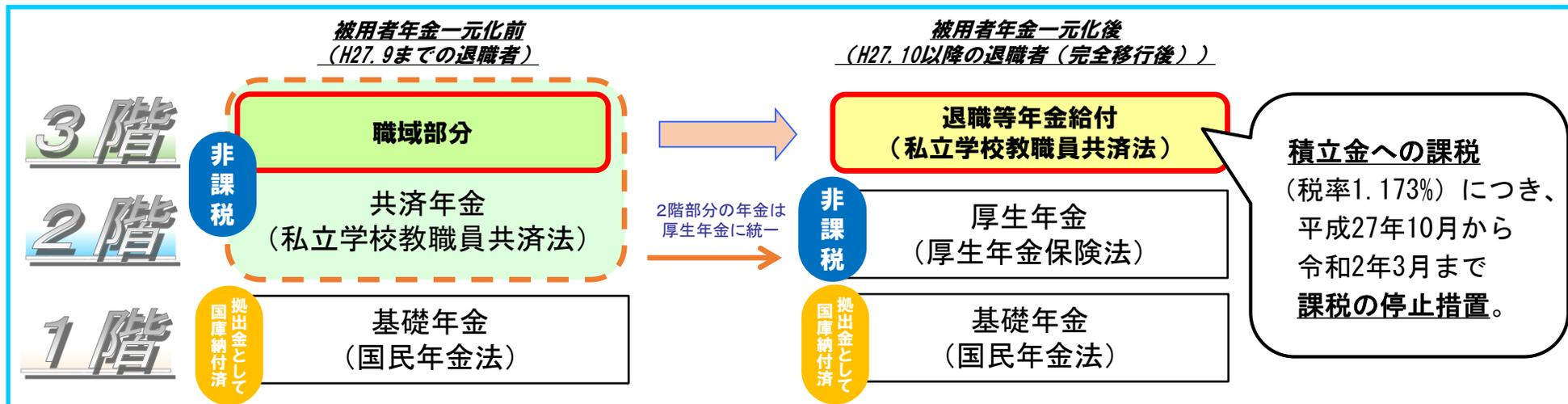
【退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長】

[法人税等](厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望)

要望内容

- 私立学校教職員に係る「退職等年金給付」の積立金に対する特別法人税を撤廃又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長する。

※ 同様の位置づけである、企業年金並びに国家公務員及び地方公務員に係る退職等年金給付についても、同様の要望を行う。



背景・現状

- 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)」及び「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成24年法律第98号)」に基づき、平成27年10月から次の措置が講じられている。

- ① 厚生年金に私立学校教職員も加入するとともに、共済年金を廃止し、2階部分の年金は厚生年金に統一
- ② 共済年金の3階部分(職域部分)の廃止と同時に、新たに「退職等年金給付」を創設

- これらを受けて、制度創設以降、退職等年金給付の積立金については、企業年金と同様、特別法人税の課税停止がされている(平成27年10月～令和2年3月)。
※特別法人税は、掛金の拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられていることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方に基づき、積立金に対して1.173%(国税:1.103%、地方税:0.07%)の税が課されるもの。

目標・効果

私立学校教職員に係る年金の給付制度について、引き続き必要な税制措置を講じることにより、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図り、私立学校教育の振興に資する。

【目標】:「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」及び「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律」において措置された私立学校教職員共済制度の年金運用について、円滑な実施を図る。

【減収見込み額】:-

認定NPO法人等のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外

1. 現状と課題

(1) 現状

- NPO法人が、個人等からの寄附が優遇される認定NPO法人として認定されるためには、広く市民からの支援を受けているかどうか、NPO法に定めるPST基準（※）に照らして判断される。具体的には、収入全体に占める寄附金の割合（PST）が20%以上であることが必要。また、認定NPO法人はPST20%以上を維持する必要。

※（相対値基準）

$$\frac{\text{寄附金等収入金額(受入寄附金総額—一者あたり基準限度超過額等)}}{\text{経常収入金額(総収入金額—国等からの補助金・委託事業費等)}} \geq 20\%$$

* PSTの算定にあたって、特定の者からの巨額の寄附がPSTの値に過度な影響を与えることのないよう、一人又は一つの団体の寄附金としての算入上限額（NPO法人に助成する団体が特定公益増進法人の場合は50%、それ以外の場合は10%）が設けられている。

（絶対値基準）

寄附者の数が年平均100人以上であること。

(2) 課題

- 休眠預金等活用制度の下で、資金分配団体又は実行団体として、NPO法人や公益社団法人等の一定の寄附の優遇措置を有する法人が、休眠預金等からの助成金を受け、民間の公益的な活動を担うことが想定される。
- PSTの算定にあたって、休眠預金等からの助成金を経常収入（相対値基準の分母）とみなすと、PSTの値に影響を与える可能性がある。また、運用上、NPO法人が民間の助成財団等から助成金を受けた場合、一定の場合に「寄附金」として扱われているが、休眠預金等からの助成金を「寄附金」として寄附金等収入（相対値基準の分子）とみなすと、PSTの値に影響を与える可能性がある。

例1）資金分配団体が特定公益増進法人の場合、助成金を受ける実行団体のPSTの値が大幅に上昇（50%付近まで可能）

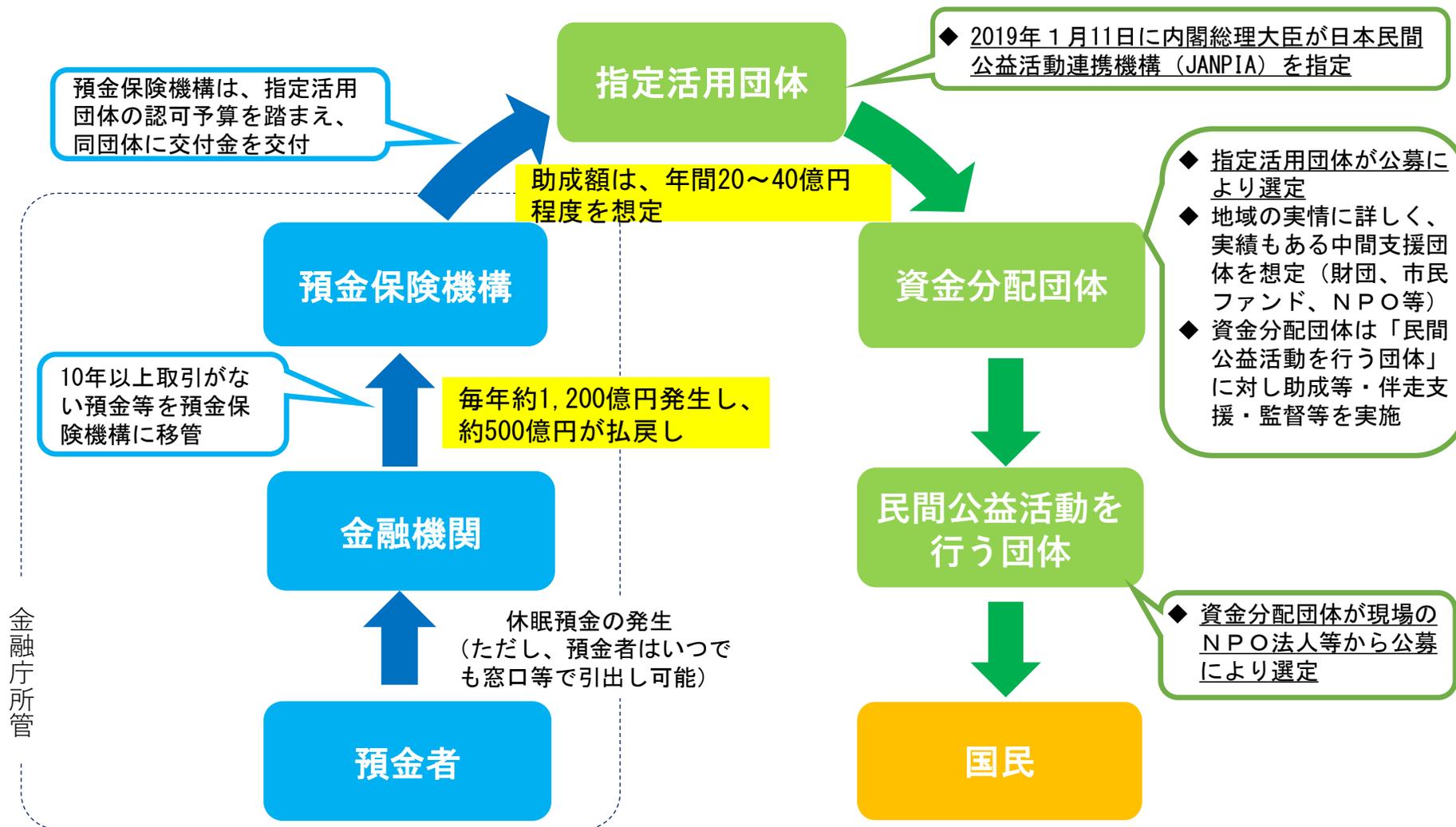
例2）認定NPO法人が資金分配団体になり、JANPIA（一般財団法人）から受け取った助成金を「寄附金」として扱った場合、PSTの値が20%を割り込む可能性

2. 必要な措置

- 認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外し、認定の判断に影響を及ぼさないようにする。
- また、寄附者が税額控除を受けられることができる一定の公益社団法人等（更生保護法人、学校法人、社会福祉法人等）に関し、その認定の要件についても同様の措置を講じる（公益社団法人等については、法務省、文部科学省、厚生労働省と共同要望）。

休眠預金等活用制度（概要イメージ図）

- 休眠預金等活用制度は、2016年12月に議員立法で成立
- 国・自治体に対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う「①子ども若者支援、②生活困難者支援、③地域活性化等支援」の活動に休眠預金を活用予定



【私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置】[所得税]

要望内容

私立学校法の改正(R2.4.1 施行)において、運営の透明性の更なる向上を図るため、学校法人に対し、閲覧対象とすることを義務付ける書類の範囲を拡大することを踏まえ、租税特別措置法施行令における税額控除対象法人としての要件を充足するための閲覧開示に関する規定の整備を行う。

スキーム図	私立学校法		租税特別措置法施行令	
	現行	施行後 (R2.4.1)	現行	要望案
財産目録	○	○	○	○
貸借対照表	○	○	○	○
収支計算書	○	○	○	○
事業報告書	○	○	○	○
監査報告書	○	○	○	○
寄附行為	×	○	○	○
役員等名簿	×	○	△ (役員のみ)	○(評議員追加)
役員報酬基準	×	○	○	○

背景・現状

- ・個人が、一定の要件を満たした学校法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができる。
- ・私立学校法(R2.4.1)の改正により、寄附行為、役員等名簿、役員報酬基準について、新たに閲覧開示義務が課されることとなる。

目標・効果

- ・学校法人の高い公益性に照らし、さらなる運営の透明性を確保するための環境整備等

3. 近年の大学等の設置認可等の動向と 寄附行為(変更)認可の審査等に おける指摘について

○ 学校法人分科会における審査について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、「私立学校法」や「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(文部科学省告示)」をはじめとする法令に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可の審査を以下の観点で行っております。各学校法人におかれては、設置認可申請の予定の有無に関わらず、これらの観点を参考に、私立学校法の趣旨を十分理解の上、今後も適切な学校法人の管理運営が確保されるよう留意願います。

(1) 管理運営関連

【主な指摘例】

- ①理事会(長)が十分に機能し、その責任を果たしているか。
- ②役員及び評議員が特定親族等に偏っていないか。
- ③教学側の意向が適切に反映される役員構成となっているか。
- ④理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されているか。
- ⑤役員及び評議員に欠員や選任方法の誤りはないか。
- ⑥監事の職務が適切に行われているか。
- ⑦監事に対する情報提供等の支援体制が十分に整えられているか。
- ⑧財務関係書類の備付けや公開が適切になされているか。
- ⑨管理運営上必要な諸規程は整備されているか。
- ⑩法令に基づく登記、届出等が適切に行われているか。
- ⑪インターネットの利用その他適切な方法による財務情報の公開がされているか。

(2) 財務関連

【主な指摘例】

(設置計画(設置経費、財源))

- ①校地校舎が借用の場合、一定期間の使用保証があるか。
- ②法令で定める標準設置経費や標準経常経費を上回っているか。
- ③設置経費の財源について、負債性のない資産で保有しているか。

(財務状況・財政計画)

- ①収支の均衡がとれる財政計画となっているか。
- ②財政計画を実現するための具体的な計画や見通しはあるか。
- ③全体の財務状況や教育研究条件を表す財務比率の推移はどうか。

(学生確保の見通し) ※審査の観点が変わっています。

- ①学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されているかどうか。
- ②学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については、外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出してください。

【変更が認められる例】

<申請書類の一部変更手続き等(申請から認可までの間の手続き)>

- ① 大学設置分科会の意見への対応(施設設備の充実等)により、設置経費が変更となる例
- ② 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

<設置計画の変更協議手続き等(認可後、完成年度までの間の手続き)>

- ① 認可時の設置計画を確実に履行したうえで、さらに施設等の充実をはかるもの。
- ② 新たな学部等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもの。
- ③ 道路等の付け替え 等

※ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。

(内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。)

学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準のポイント

① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費、標準経常経費

【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準経常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

→H29.10.2付(29文科高第581号)において通知済み。

③ 設置経費、経常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率、負債償還率

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと等

⑥ その他

（学生確保の見通しにかかる調査）

- ◇ 学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されていること。

1. 入学定員や学生確保の見込み数について、以下の観点ごとにデータ等に基づき分析され、合理的に定員が設定されているか。
 - ・新設学部等の趣旨目的、教育内容等
 - ・新設学部等の分野の動向
 - ・中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向
 - ・競合校の状況
 - ・既設学部等の学生確保の状況（大幅な定員割れがある場合は、その原因分析を踏まえた新設学部等の見込み）学校法人の管理運営上必要な諸規程の例
2. 学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。
 - ・学生確保の取組の具体的計画
 - ・見込まれる効果
3. 高校生対象アンケートを行う場合の留意事項。
 - ・調査実施時期は、申請直前ではなく、申請者による大学等設置に向けた構想段階の時期である。
 - ・アンケート対象は、アドミッションポリシーや受入実績等と整合する。
 - ・アンケート対象者に対して必要な情報を明示している。
 - ・設問は、入学の意思を確認できる設問となっている。
 - ・調査結果を踏まえた分析が適切に行われている。
(入学意思を示した回答数が入学定員を下回る場合は、入学定員を上回る入学希望者が確保できる見込みについて、他の情報と合わせた分析が必要。)
 - ・アンケートの実施主体は、必ずしも第三者であることを要しない。
4. 申請書に添付する「学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類」は大学設置室への申請書類とは書類の項目が異なります。

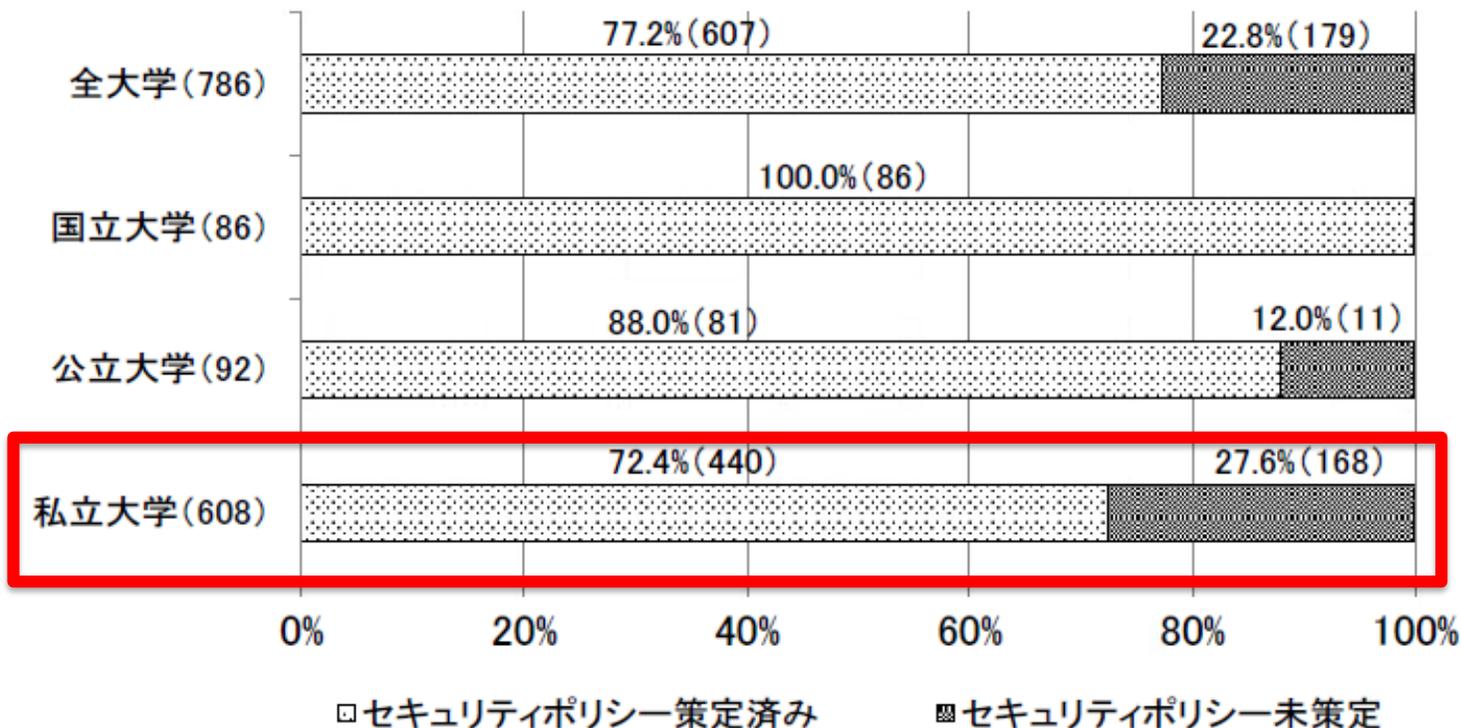
4. 情報セキュリティについて

私立大学における情報セキュリティポリシー策定状況

- セキュリティポリシー策定済みの大学は607大学(77.2%)であり、国立大学では全大学で策定されているが、公立大学では11大学(12.0%)、**私立大学では168大学(27.6%)が未策定である。**

※昨年度の未策定校は185大学

・セキュリティポリシーの策定状況 (国公立大学別)



出典:平成30年度 学術情報基盤実態調査 概要

※ ()内は大学数

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/06/__icsFiles/afieldfile/2019/06/28/1418398_1.pdf

組織における情報セキュリティに対する考え方

- ① 大学の責務(教育・研究・社会貢献)の遂行には**情報基盤が不可欠**となっている。
- ② 公共性の高い大学において、**情報セキュリティ対策は社会的に求められるもの**であり、法人全体として組織的・計画的に取り組む必要がある。
- ③ 万一、不正アクセスによる個人情報や先端的な技術情報の漏洩といったセキュリティインシデントが発生した場合、**国民の権利侵害や業務遂行が困難になることで当該法人の信用失墜を招く**ほか、多くの関係者に多大な影響を及ぼすと想定される。
- ④ 各大学は、自身が所有する**情報それ自体を欲している(狙っている)者**、あるいは自身が所有する**情報資産を不正に利用しようとしている者**の存在を自覚する必要がある。
- ⑤ 保有する情報を漏えいさせない、また他機関への攻撃に利用させないためには、**情報セキュリティ関係規程を整備し、適正な情報管理を常に意識し続ける**必要がある。
- ⑥ **「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)**にも、大学等における安全・安心な教育・研究環境の確保を目的とした**大学における自律的取組と、国の支援**が記載され、一層のサイバーセキュリティに係る取組が求められている。

【サイバーセキュリティ戦略(抜粋)】

4.2.4 大学等における安全・安心な教育・研究環境の確保

大学及び大学共同利用機関等(以下「大学等」という。)は、多様な構成員によって構成され、多岐にわたるIT資産、多様なシステムの利用実態を有する。このような大学等の特性を踏まえ、安全・安心な教育・研究環境を確保するためには、大学等において自律的にサイバーセキュリティ対策を行うとともに、大学等の連携協力によるサイバー攻撃への対応体制の構築や情報共有等を国が積極的に支援することが重要である。

情報セキュリティ向上の為に必要な事(1)

以下の事項は対策の基本です。
実施できていない場合は早急に対応願います。

- ① **情報セキュリティポリシーの策定**
(明確にしていないものは守りようが無い！)
- ② **最高情報セキュリティ責任者(CISO)の設置
と役割の明確化**(責任を持って事案を判断！)
- ③ **インシデント対応体制構築と対応手順の策定**
(^{シーサート}CSIRT体制を構築し、危機管理を！)
CSIRT : Computer Security Incident Response Team
- ④ **基本的対策の実施徹底**
(高度な対策を考える前に、基本的な対策を！)

情報セキュリティ向上の為に必要な事(2)

基本的なセキュリティ対策はできていますか？

【基本動作の徹底】

1. インシデント発生時の緊急連絡体制の整備・運用
2. サービス制限
 - ・不要なサービスは外部に公開しない(サービス停止、削除、ファイアウォール制限)
 - ・管理者ログインを伴うサービスは基本的に外部に公開しない。
もしくは、ログインIP等を制限する。
 - ・ログインできるアカウントを絞る・不要アカウントの削除。
 - ・機器やベンダ固有のサービスを確認し、不要なサービスを「すべて」OFFにする。
(注:ホームページなどを立ち上げていても気づかないことが多い)
3. インターネットを使う端末(ネットワーク)で個人情報扱わないことが原則。
4. パスワードを認証に使う場合は、強固なパスワードにする(弱いパスワードは×)
5. 運用しているシステムに対してセキュリティパッチを速やかに適用する。
6. 管理アカウントのログインにおける成功と失敗をログ監視で検知する。
7. ログイン機能へのブルートフォースを検知しロックする
8. 定期的に情報の露出の有無をパトロールする(グーグル、SHODAN等)
9. 運用しているシステムには定期的に脆弱性スキャンを行う
10. 文部科学省から提供されるセキュリティ関係情報(注意喚起、ソフトウェア脆弱性等)への対応
11. 新たな脅威情報に対する感度を高め、速やかに対応を開始する。

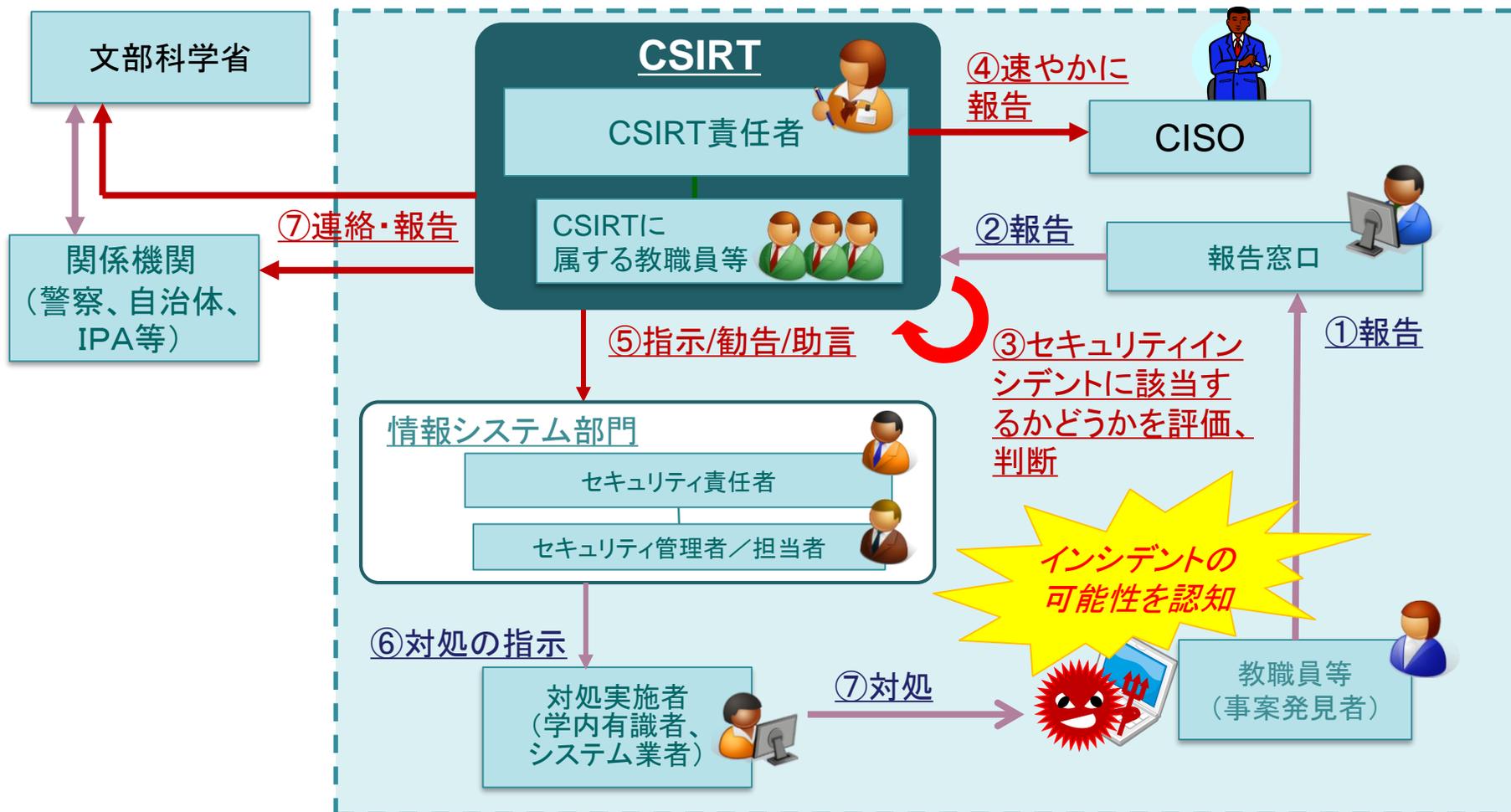
etc...

情報セキュリティインシデントの迅速な対応(1)

- ・インシデント発生時は、
文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係
へご連絡ください。
03-5253-4111(代表)〔内線:2532・2533〕
- ・個人情報に関するインシデント発生時は、
個人情報保護委員会へもご連絡ください。
03-6457-9680(代表)

情報セキュリティインシデントの迅速な対応(2)

情報セキュリティインシデント対応の連携イメージ



5. 働き方改革について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の概要

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。

I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとする。(雇用対策法)
※(衆議院において修正)中小企業の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。

II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定。
(※)自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。
- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
- ・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。(高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化)
※(衆議院において修正)高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の撤回について規定を創設。
- ・労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。(労働安全衛生法)

2 勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)

- ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。
※(衆議院において修正)事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設。

3 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)

- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

III 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。(※)同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

施行期日 I:公布日(平成30年7月6日)

II:平成31年4月1日(中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日、1の中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日)

III:平成32年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日)

※(衆議院において修正)改正後の各法の検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、労働者の職業生活の充実を図ることを明記。

I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進(雇用対策法の改正)

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとする。

1 題名と目的規定等の改正

- 労働施策を総合的に講ずることにより、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実、労働生産性の向上を促進して、労働者がその能力を有効に発揮することができるようにし、その職業の安定等を図ることを法の目的として明記する。
- 法律の題名を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」とする。
- 労働者は、職務及び職務に必要な能力等の内容が明らかにされ、これらに即した公正な評価及び処遇その他の措置が効果的に実施されることにより、職業の安定が図られるように配慮されるものとするを加える。

2 国の講ずべき施策

- 労働者の多様な事情に応じた「職業生活の充実」に対応し、働き方改革を総合的に推進するために必要な施策として、現行の雇用関係の施策に加え、次のような施策を新たに規定する。
 - ▶ 労働時間の短縮その他の労働条件の改善
 - ▶ 雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保
 - ▶ 多様な就業形態の普及
 - ▶ 仕事と生活(育児、介護、治療)の両立

3 事業主の責務

- 事業主の役割の重要性に鑑み、その責務に、「職業生活の充実」に対応したものを加える。
 - ▶ 労働者の労働時間の短縮その他の労働条件の改善など、労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備に努めなければならない。

4 基本方針の策定

- 国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な労働施策の総合的な推進に関する基本方針(閣議決定)を定める。
- 基本方針に盛り込む他省庁と連携すべき取組について、厚生労働大臣から関係大臣等に必要な要請を行うことができる。
- 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成するに当たっては、あらかじめ、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 国は、労働施策をめぐる経済社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、基本方針を変更しなければならない。

(衆議院において修正)

- 国は、基本方針に定められた施策の実施について、中小企業における取組が円滑に進むよう、協議会の設置等の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

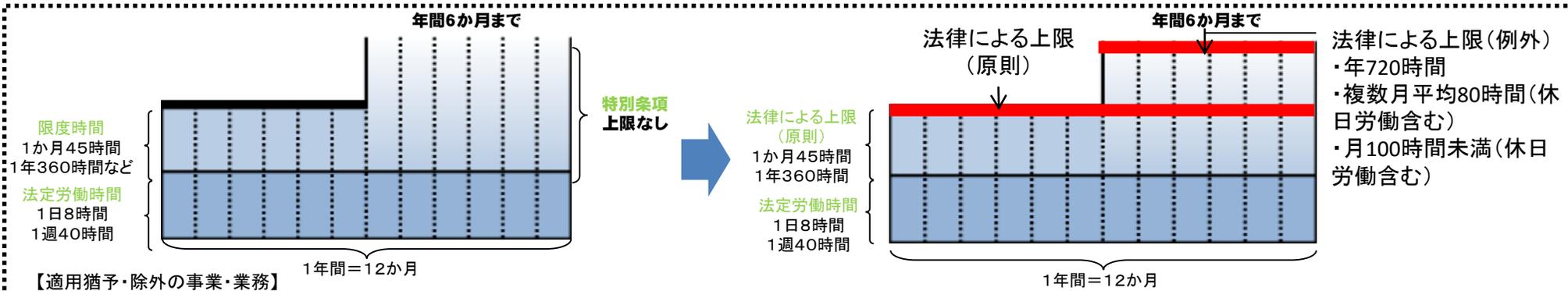
II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

(1) 長時間労働の是正

① 時間外労働の上限規制の導入

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。



【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用。(ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。)
医師	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。 具体的な上限時間等は省令で定めることとし、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。(改正法施行5年後に、一般則を適用)
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(労働安全衛生法の改正)

※行政官庁は、当分の間、中小事業主に対し新労基法第36条第9項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮するものとする。(経過措置)

<参照条文:改正後の労働基準法第36条>

- 7 厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができる。
- 9 行政官庁は、第七項の指針に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

② 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し 平成27年法案と同内容

- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(平成35年4月1日施行)

③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得 平成27年法案と同内容

- ・使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

④ 労働時間の状況の把握の実効性確保

- ・労働時間の状況を省令で定める方法(※)により把握しなければならないこととする。(労働安全衛生法の改正)

※省令で使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とすることを定める

(2) 多様で柔軟な働き方の実現

① フレックスタイム制の見直し

- ・フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。平成27年法案と同内容

② 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

- ・職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を実に取得させること等の健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。

平成27年法案
からの修正点

・健康確保措置として、年間104日の休日確保措置を義務化。加えて、①インターバル措置、②1月又は3月の在社時間等の上限措置、③2週間連続の休日確保措置、④臨時の健康診断のいずれかの措置の実施を義務化(選択的措置)。

- ・また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

(衆議院において修正)

- ・対象労働者の同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とする。

2 勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)

○ 勤務間インターバル制度の普及促進

事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

○ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進

平成27年法案と同内容

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

(衆議院において修正)

- 事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めるものとする。

3 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)

- 事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った労働者の健康管理等に関する勧告の内容等を報告しなければならないこととする。(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場) 等
- 事業者は、産業医に対し産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場) 等

Ⅲ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 (パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)

「働き方改革実行計画」に基づき、以下に示す法改正を行うことにより、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図る。

1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

- 短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。
(有期雇用労働者を法の対象に含めることに伴い、題名を改正(「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」))
- 有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化。
- 派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件(同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等)を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。
- また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

- 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

- 1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

6. テロ資金供与の防止について

FATFの概要

FATF（ファトフ：Financial Action TaskForce）はマネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会で、日本も加盟している。FATFでは、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として2012年に第4次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。当該勧告では、学校法人を含む「非営利団体」（NPO）について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、2019年には、審査団による訪日審査も予定されている（当該審査は政府において対応予定）。

FATF勧告の内容

8. 非営利団体

各国は、テロリズムに対する資金供与のために悪用され得る団体に関する法律・規則が十分か否かを見直すべきである。非営利団体は特に無防備であり、各国は、これらが以下の形で悪用されないことを確保すべきである。

- (a) 合法的な団体を装うテロリスト団体による悪用
- (b) 合法的な団体を、資産凍結措置の回避目的を含め、テロ資金供与のためのパイプとして用いること、及び
- (c) 合法目的の資金のテロリスト団体に対する秘かな横流しを、秘匿・隠蔽するために用いること。

対策

各学校法人においては、私立学校法第47条に基づく財務書類等の作成・備付・閲覧、私立学校振興助成法第14条に基づく所轄庁への財務書類等の届出を適切に行うなど、マネーロンダリング・テロ資金供与が行われることがないように対応することが必要。

今後の予定

2019年10月・11月	審査団による訪日審査
2020年	FATF全体会合、対日審査報告書の公表